

市立池田病院地域医療連携ネットワークシステム運用管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、市立池田病院地域医療連携ネットワークシステム（以下、「地域医療ネットワークシステム」という。）を構成する機器、これらを利用したカルテ参照システム及び災害対策システムの運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せて情報の漏えい、改ざん及び破壊等を防止し、情報の安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、地域医療ネットワークシステムに接続されたネットワーク機器並びにこれらを利用したカルテ参照システム及び災害対策システムを適用範囲とする。

第2章 管理組織

(システム管理責任者等)

第3条 システム管理責任者（「市立池田病院 病院情報システム運用管理規程」で定める情報システム統括責任者、情報システム運営責任者及び情報システム運用管理者をいう。以下同じ。）は、地域医療ネットワークシステムの安全かつ適正な運用管理を行うため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域医療ネットワークシステムの利用者の承認
- (2) 地域医療ネットワークシステムの利用に係る利用機関識別番号（利用機関コード）、利用者識別番号（ユーザーID）及び暗証番号（パスワード）の管理
- (3) 地域医療ネットワークシステムの利用者の指導及び監督
- (4) サーバへのアクセス状況及び稼働状況の確認、情報の保全状態の把握、取得したアクセスログの検証並びに情報のバックアップの実施等
- (5) その他地域医療ネットワークシステムの運用及び管理に関すること。

2 システム管理責任者が許可しない機器は、地域医療ネットワークシステムを利用する機器に接続することができない。

3 システム管理責任者は、第1項各号の業務を補助又は業務の一部若しくは全部を代行させるため、システム管理補助者を指名することができる。

4 システム管理補助者は、業務状況について適宜システム管理責任者に報告しなければならない。

(問い合わせ窓口)

第4条 地域医療ネットワークシステムに接続する医療機関からの依頼及び相談は、市立池田病院地域医療連携室が対応する。

(保守管理)

第5条 地域医療ネットワークシステムの保守のため、市立池田病院内にヘルプデスクを設置する。

2 ヘルプデスクは、システム管理責任者の命を受け、地域医療ネットワークシステムの監視及び定期的な情報のバックアップ等地域医療ネットワークシステムの保守を行う。

3 ヘルプデスクの維持経費については、別に定める。

第3章 利用団体、利用施設及び利用者

(利用することができる者)

第6条 地域医療ネットワークシステムは、市立池田病院地域医療連携推進委員会で承認された連携登録医、連携登録歯科医、及び連携登録管理薬剤師（以下「利用施設」という。）又は利用団体及び利用施設に所属する者並びにその他の者で次の各号に掲げる利用者（本規定に定める利用者ID、パスワード等の登録を完了した地域医療ネットワークシステム参加者に限る。）が利用することができる。

(1) 市立池田病院連携登録医（医師）

(2) 市立池田病院連携登録歯科医（歯科医師）

(3) 前1号及び前2号に規定する者が施設管理責任者の場合、その施設に勤務する従業員
(各施設2名以内)

(4) 市立池田病院連携登録薬剤師（薬剤師）

(5) 市立池田病院と連携する病院に勤務する医師、歯科医師又は薬剤師

(6) 市立池田病院に勤務する医師又は歯科医師で、市立池田病院病院長が特に認めた者
(利用施設コード及び利用者IDの登録)

第7条 システム管理責任者は、利用施設及び利用者（以下「利用者等」という。）が地域医療ネットワークシステムを利用するにあたり、利用者等に対して、利用施設コード及び利用者IDを付与し、利用施設及び利用者の管理を行うものとする。

2 利用施設コード及び利用者IDの種類は次に掲げるとおりとする。

(1) 利用施設コード：利用施設の代表者又は開設者、及び施設長に係る施設コード

(2) 医師ID：前条第1号で規定する個人に係る利用者ID

(3) 歯科医師ID：前条第2号で規定する個人に係る利用者ID

- (4) 従業員 I D : 前条第 3 号で規定する個人に係る利用者 I D
- (5) 薬剤師 I D : 前条第 4 号で規定する個人に係る利用者 I D
- (6) 施設 I D : 前条第 5 号及び第 6 号で規定する個人又は施設に係る利用者 I D
- (7) 管理者 I D : システム管理責任者が特別に指名した者に係る利用者 I D

3 前項 7 号に規定する利用者 I D は、「市立池田病院運用管理規程」で定めるものとする。

(利用者等の権利)

第 8 条 利用者等は、利用施設コード及び利用者 I D を用いて地域医療ネットワークシステムを利用し、地域医療ネットワークシステムが提供する市立池田病院で実際に行われた医療行為とその実施記録等の情報を受けることができる。

(利用団体の責務)

第 9 条 利用団体の代表者は、地域医療ネットワークシステムの責任者として利用団体管理責任者を任命し、次に掲げる業務を行わせなければならない。

- (1) 利用団体に所属する会員の管理
- (2) 利用団体に所属する地域医療ネットワークシステム利用者への教育及び人材育成
- (3) 地域医療ネットワークシステムの円滑な運用の支援

2 利用団体管理責任者は、所属する利用者に対して定期的に地域医療ネットワークシステムの安全管理に関する教育を実施しなければならない。

3 利用団体の代表者は、利用団体管理責任者を任命し、又はこれに変更があったときは、速やかにシステム管理責任者に報告しなければならない。

(利用施設の責務)

第 10 条 利用施設の代表者は、地域医療ネットワークシステムの責任者として利用施設管理責任者を任命し、次に掲げる業務を行わせなければならない。

- (1) 利用施設に設置した地域医療ネットワークシステムのための機器、ソフトウェア等でシステム管理責任者が許可した機器（以下「接続機器」という。）の保守管理並びにウイルス対策ソフトの導入及び最新のウイルス定義への常時更新
- (2) 利用施設に設置した接続機器において発生した障害への対応
- (3) 利用施設内の利用者の教育、指導及び監督
- (4) 利用施設に設置した接続機器がアクセスした情報の管理
- (5) 地域医療ネットワークシステムの円滑な運用

2 利用施設の代表者は、利用施設管理責任者を任命し、又はこれに変更があったときは、速やかにシステム管理責任者に報告しなければならない。

(利用者等の責務)

- 第11条 利用者等は、地域医療ネットワークシステムを通じて入手した情報について、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的以外での利用、閲覧、複製、公開及び提供をしてはならない。
- 2 利用者等は、利用者IDに係る暗証番号について、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、定期的に暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。
 - 3 利用者等が地域医療ネットワークシステムに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
 - 4 利用者等は、地域医療ネットワークシステムに接続する端末において、ファイル交換(共有)ソフトをインストール又は使用してはならない。
 - 5 利用者等は、本システムの閲覧情報を画面から撮像する、ハード的なコピーを行うあるいはアプリケーション等を用いてスクリーンショットを作成するなどして、本システムの閲覧情報を外部に取り出してはならない。
 - 6 利用者が、地域医療ネットワークシステムに接続するためのソフトウェアを他人に譲渡してはならない。
 - 7 利用者等は、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じた場合、直ちにその旨をシステム管理責任者に届け出なければならない。
 - 8 第6条第6号で認める利用者等以外は、利用する接続機器を利用者等が管理する施設外へ移動させてはならない。
 - 9 利用者等は、地域医療ネットワークシステムを利用するに際して、池田市個人情報保護条例(平成16年4月1日施行)及び市立池田病院個人情報保護方針(平成17年4月1日施行)等の関係法規を遵守しなければならない。
 - 10 前各項に定めるもののほか、地域医療ネットワークシステムの情報の取扱いについてはシステム管理責任者が別に定める。

第4章 運用

(利用申込等)

第12条 地域医療ネットワークシステムの利用を希望する者は、システム管理責任者に対して申請しなければならない。

2 システム管理責任者は前項の入会申し込みに対して地域医療ネットワークシステムへの参加を認めることができる。但し、システム管理責任者は、参加許可において、地域医療連携推進委員長の承認を得ること。

3 利用者等は、第1項の入会申込書の内容に変更があった場合は、速やかにシステム管理責任者に報告しなければならない。

⇒「様式1 市立池田病院地域医療連携ネットワークシステム入会等申請書」

⇒「様式3 市立池田病院地域医療連携ネットワークシステム利用者登録等申請書」

(患者の同意)

第13条 利用者等が地域医療ネットワークシステムにおいて閲覧を可能とする場合は、必ず患者の同意を得た上で行うこと。また、利用施設管理責任者は、施設ごとにその内容を掲示しなければならない。

2 システム管理責任者は、前項で閲覧可能とした情報のうち、患者から申し出があった場合には閲覧を停止することができる。ただし、利用者等が当該患者の生命及び身体に対する急迫の危難を免れさせるため必要とする場合はこの限りでない。

3 前2項の定めにかかわらず、自然災害又は人的災害等が発生した場合で、且つ、患者の生命及び身体に対する現在の危難を避けるためにやむを得ない場合は、システム管理責任者は利用者等への確認のうえ、患者の同意なく地域医療ネットワークシステムにおいて患者の情報を掲示し、当該利用者等の閲覧を可能とすることができる。

4 前3項に規定するもののほか、個人情報の管理にかかる事項は別に定める。

⇒「様式5 市立池田病院地域医療連携ネットワークシステム同意書（診療所用）」

⇒「様式5 市立池田病院地域医療連携ネットワークシステム同意書（薬局用）」

⇒「様式6 市立池田病院地域医療連携ネットワークシステム同意撤回書」

(情報の保全状態の把握)

第14条 システム管理責任者は、地域医療ネットワークシステムへのアクセス状況及び稼働状況並びに取得したアクセスログを定期的に確認及び検証し、情報の保全状態の把握に努めなければならない。

(責任分界点)

第15条 システム管理責任者、利用施設管理責任者及び利用者は、地域医療ネットワークシステムの適切な運用を図るためそれぞれの管理対象について、事故が生じないように責任を持って管理しなければならない。

2 前項の管理対象のうち、市立池田病院の責任となる管理対象は、次に掲げるものとし、別途管理規程に定めること。

- (1) 地域医療ネットワークシステムのサーバ (ハードウェア)
- (2) 地域医療ネットワークシステムのシステム (ソフトウェア)
- (3) 市立池田病院側の通信回線
- (4) 地域医療ネットワークシステムのサーバ内及び通信中の情報

⇒ B100 病院情報システム運用管理規程

3 第1項の管理対象のうち、利用者及び利用施設の責任となる管理対象は、次に掲げるものとし、1号、2号、3号の利用パソコン等の構成内容については、システム管理責任者に申請すること。

- (1) 接続機器 (参加機関に設置されているサーバ、端末、VPN対応ルータ等)
- (2) 地域医療ネットワークシステムを利用するためのソフトウェア (VPNクライアントソフトウェア、クライアント認証ソフト、端末のOS、ブラウザ、ウイルス対策ソフト等)
- (3) 利用施設側の通信回線
- (4) 地域医療ネットワークシステムからダウンロードした情報

⇒ 「様式4 市立池田病院地域医療連携ネットワークシステム利用パソコン設定等申請書」

(利用時間)

第16条 地域医療ネットワークシステムの利用は、常時可能とする。

2 前項の規定にかかわらず、地域医療ネットワークシステムの保守点検又は機能更新を行う場合は、システム管理責任者が利用者等に対して地域医療ネットワークシステムを通じ、事前に通知をした上で運用を停止することができる。ただし、不定期又は緊急に必要となった保守点検や修理の際は通知なく運用を停止することができる。

3 大規模災害が発生した場合等患者の生命及び身体に対する現在の危難を避けるためやむを得ない場合は、システム管理責任者は利用者等に通知することなく地域医療ネットワークシステムを運用するに当たり特別の措置をとることができる。

4 前3項に定めるもののほか、地域医療ネットワークシステムに接続される個別のサーバ (webサーバ等) の利用時間に関しては、システム管理責任者が定める。

(情報の利用)

第17条 利用者等が地域医療ネットワークシステムに登載されている情報を地域連携等の医療の向上のために利用する場合には、システム管理責任者に申請し許可を得なければならない。

2 システム管理責任者は、前項の申請に対し情報の利用を許可するに当たっては、市立池田病院倫理委員会の意見を聴くものとする。

3 システム管理責任者は、地域医療ネットワークシステムに掲載された情報を情報の著作者又は患者の承諾を得て冊子への掲載等に情報を利用することができる。ただし、情報の著作者又は患者が未成年者の場合は、これらの者に加えてその保護者の同意を得た上で利用することができる。

(参加登録の抹消の届出)

第18条 利用者等が地域医療ネットワークシステムを利用しなくなる場合は、利用しなくなる時まで又は利用しなくなった後速やかにシステム管理責任者に対して参加登録の抹消を届け出なければならない。

⇒「様式1 市立池田病院地域医療連携ネットワークシステム入会等申請書」

2 システム管理責任者は、利用者等が前項の届出をすることなく利用者でなくなった場合は、その事実を確認した上で当該利用者へ通知することなく参加登録を抹消することができる。

第5章 不適正利用等に対する措置

(通信内容の削除)

第19条 システム管理責任者は、地域医療ネットワークシステム上に掲載された通信内容が次の各号に該当する場合、掲載者に連絡することなく通信内容を削除することができる。

- (1) 通信内容に利用者等相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 記載期限を経過した情報があるとき。
- (3) 掲載内容が法令等の各条項に違反したとき。

(利用施設コード及び利用者 I Dの一時停止又は取消し)

第 20 条 システム管理責任者は、利用者等が使用する利用者パスワードが 2 ヶ月間以上更新されない場合又はシステムの利用が 1 年間以上ない場合は、利用者等に通知することなく当該利用者等の利用施設コード及び利用者 I Dの使用を一時的に停止することができる。

この場合において、当該利用者等が利用施設コード及び利用者 I Dの使用を再開するときは、別途定める手順によりシステム管理責任者に対して申請しなければならない。

2 システム管理責任者は、利用者等が次の事項のいずれかに該当したときは、当該利用者等に通知した上で当該利用者等の利用施設コード及び利用者 I Dを取り消すことができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 法令、条例及びガイドライン等の各規定に違反したとき。

(3) ネットワークに多大な負荷をかける行為など、地域医療ネットワークシステムの安定稼働を妨げる行為を行ったとき。

(3) 地域医療ネットワークシステム上の情報の取り扱いが不適切であり、指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(弁償)

第 21 条 利用者等が第 11 条の定めに反して地域医療ネットワークシステムに障害を発生させ、又は地域医療ネットワークシステムが保持する情報を漏洩若しくは消去させた場合は、利用者等は故意又は過失の程度に応じ、修理又は弁償に要した経費を負担しなければならない。

(告発)

第 22 条 利用者等が地域医療ネットワークシステムを利用して職務上知り得た人の秘密を漏らし、市立池田病院の事務処理を誤らせる目的で地域医療ネットワークシステム上の電磁的記録を不正に作り、又は地域医療ネットワークシステム上の情報を損壊する等により市立池田病院の業務を妨害したことで当該利用者が刑法（明治 40 年法律第 40 号）第 134 条で定める秘密漏示罪、同法 161 条の 2 で定める電磁的記録不正作出罪及び同供用罪、同法第 234 条の 2 で定める電子計算機損壊等業務妨害罪又はその他の犯罪を犯したと認めるに足りる十分な証拠がある場合は、市立池田病院は利用者等の許諾なく証拠となりうる情報を保存し、速やかに刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項の規定に基づき当該利用者を告発しなければならない。

第6章 雑則

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、地域医療ネットワークシステムの運営に必要な事項については、システム管理責任者が別に定める。

2 この規程を改訂する際は、地域医療連携推進委員会の承認を得ること。

附則

この規程は平成26年9月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年10月3日から施行する。

附則

この規程は平成29年10月2日から施行する。

附則

この規程は令和3年3月19日から施行する。